【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長　殿
【提出日】	2025年７月14日提出
【発行者名】	auアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　森田 康裕
【本店の所在の場所】	東京都千代田区西神田三丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	森山 隆
【電話番号】	03-5657-7188
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	auAM未来都市関連株式ファンド（為替ヘッジあり） auAM未来都市関連株式ファンド（為替ヘッジなし） （総称を「auAM未来都市関連株式ファンド」とします。）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンド10兆円を上限とし、合計で20兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

auAM未来都市関連株式ファンド（為替ヘッジあり）
auAM未来都市関連株式ファンド（為替ヘッジなし）

（注１）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指していうものとします。
（注２）上記を、それぞれ「為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」、または「各ファンド」という場合があります。
（注３）上記の総称を「auAM未来都市関連株式ファンド」とします。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるauアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド10兆円を上限とし、合計で20兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

各ファンドについて１万口当たり取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
ただし、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お問合わせ先（委託会社：auアセットマネジメント株式会社）
ホームページアドレス　https://www.kddi-am.com/
電話 03-5657-7185（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

（５）【申込手数料】

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）となっています。
具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お問合わせ先（委託会社：auアセットマネジメント株式会社）
電話 03-5657-7185（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

＜スイッチング（乗換え）について＞

・「為替ヘッジあり」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「為替ヘッジなし」の受益権の取得申込みを行うこと、および「為替ヘッジなし」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「為替ヘッジあり」の受益権の取得申込みを行うことをいいます。
・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行うファンドと、取得の申込みを行うファンドをご指示下さい。
・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。
・販売会社によっては、スイッチング（乗換え）のお取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

② 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。
③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

申込単位については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お問合わせ先（委託会社：auアセットマネジメント株式会社）
電話 03-5657-7185（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

（７）【申込期間】

2025年７月15日から2026年１月14日まで
（なお、申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取扱います。販売会社については委託会社にお問合わせ下さい。
また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お問合わせ先（委託会社：auアセットマネジメント株式会社）
ホームページアドレス https://www.kddi-am.com/
電話 03-5657-7185（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

（９）【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

（10）【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込みを受付けた販売会社において支払うものとします。
申込取扱場所については、前（８）をご参照下さい。

（11）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。
株式会社 証券保管振替機構

（12）【その他】

① 受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。なお、販売会社によっては「為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」のどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

② 次のイ.からハ.に掲げる日を申込受付日とする受益権の取得および換金の申込みの受付けは行いません。

イ.ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所の休業日と同じ日付の日
ロ.前イ.に掲げる日（土曜日、日曜日を除く）の前営業日
ハ.前イ. およびロ.のほか、信託財産の運用等または一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
※申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

③ 委託会社の各営業日の午後３時30分までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

④ 金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受付けた取得申込を取消すことができるものとします。
「為替ヘッジあり」または「為替ヘッジなし」の受益者が、当該ファンドの換金の手取金をもって他のファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他のファンドの受益権の取得申込みの受付けが中止されたときまたは取得申込みが取消されたときには、委託会社は、当該換金請求の受付中止および当該換金請求の取消しができます。（なお、他のファンドとは、受益者が「為替ヘッジあり」の受益者である場合、「為替ヘッジなし」を、また「為替ヘッジなし」の受益者である場合、「為替ヘッジあり」をいいます。）

⑤ 当ファンドには、収益分配金を、税金を差引いた後に無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

⑥ 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

⑦　取得申込金額に利息は付きません。

⑧　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、投資対象ファンドへの投資を通じて、通信技術の革命により実現する未来都市の発展から恩恵を受ける世界の金融商品取引所上場株式等*に実質的に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

*株式等には、預託証券（DR）、不動産投資信託（REIT）等を含みます。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

auAM未来都市関連株式ファンド（為替ヘッジあり）

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産（収益の源泉）	株式
属性区分	投資対象資産	その他資産 （投資信託証券（株式　一般））
	決算頻度	年２回
	投資対象地域	グローバル（含む日本）
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジあり （＜ファンドの特色＞３をご参照下さい。）

auAM未来都市関連株式ファンド（為替ヘッジなし）

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産（収益の源泉）	株式
属性区分	投資対象資産	その他資産 （投資信託証券（株式　一般））
	決算頻度	年２回
	投資対象地域	グローバル（含む日本）
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

（注１）商品分類の定義

・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド

・「内外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
・「株式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

（注２）属性区分の定義
・「その他資産」…目論見書等において、主として株式、債券および不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
・「株式　一般」…大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
・「年２回」…目論見書等において、年２回決算する旨の記載があるもの
・「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
・「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズ
・「為替ヘッジあり」…目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの
・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
追加型投信	海　外	債　券
	内　外	不動産投信
		その他資産 （　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表 auAM未来都市関連株式ファンド（為替ヘッジあり）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル （含む日本）		
	年２回			
		日本		
	年４回			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　）		北米	ファミリーファンド	あり （（＜ファンドの特色＞３をご参照下さい。））
	年６回 （隔月）	欧州		
	年12回 （毎月）	アジア		
		オセアニア		
	日々		ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信		中南米		
	その他			

その他資産 （投資信託証券 （株式 一般）） 資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	（ ）	アフリカ 中近東 （中東） エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表 auAM未来都市関連株式ファンド（為替ヘッジなし）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式 一般）） 資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （ ）	グローバル （含む日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （ ） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス https://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

＜信託金の限度額＞
・委託会社は、受託会社と合意のうえ、＜為替ヘッジあり＞と＜為替ヘッジなし＞の合計で3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの目的・特色＞

ファンドの目的

通信技術の革命により実現する未来都市の発展から恩恵を受ける世界の金融商品取引所上場株式等*に実質的に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

*株式等には、預託証券(DR)、不動産投資信託(REIT)等を含みます。

ファンドの特色

1 未来都市を支える3つのインフラに着目し、世界の未来都市関連企業の株式等に投資します。

未来都市を支える3つのインフラ

基礎インフラ	移動を支えるインフラ	くらしを支えるインフラ
未来都市の基礎となる通信やエネルギーなどのインフラを支える企業	未来都市の移動を支える製品・サービスを展開する企業	医療や教育、その他未来都市のくらしを支える製品・サービスを展開する企業

※当ファンドにおいて未来都市関連企業とは、通信技術の発展により世界各国の都市生活を支える企業をいいます。

2 株式等の運用は、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社が行います。

- 株式等の運用は、投資対象ファンド（ＧＩＭ未来都市関連株ファンドＦ）を通じて行います。
- 株式等の運用にあたっては、
  ①銘柄選定AIを活用して行います。
  ②auアセットマネジメント株式会社を通じて提供を受ける、株式会社KDDI総合研究所の通信の未来や未来都市に関する知見等を参考情報として活用します。

<提供情報の活用とポートフォリオ構築のイメージ>

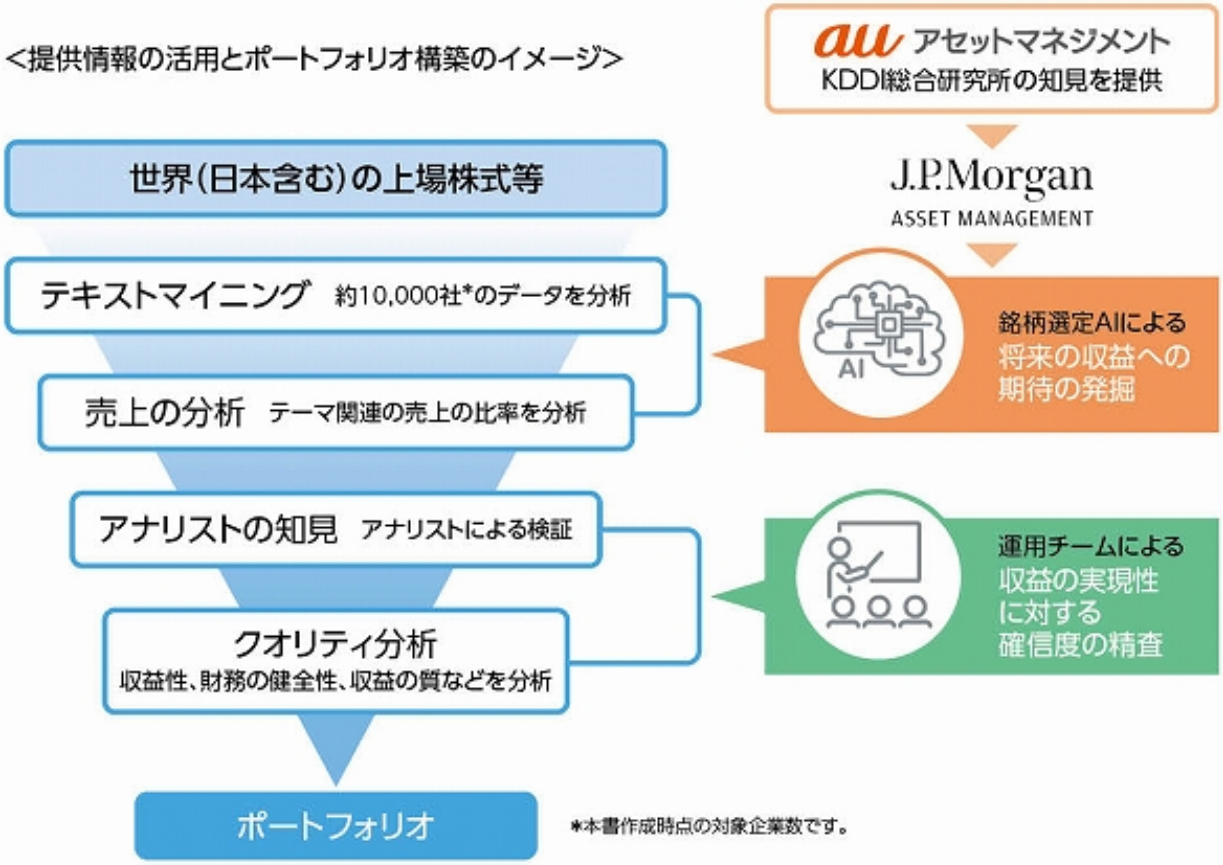

*本書作成時点の対象企業数です。

投資対象ファンド（ＧＩＭ未来都市関連株ファンドＦ）について

- ＧＩＭ未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジあり、年2回決算型）（適格機関投資家専用）およびＧＩＭ未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジなし、年2回決算型）（適格機関投資家専用）（各ファンドを総称して「ＧＩＭ未来都市関連株ファンドＦ」といいます。）は、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社が設定・運用を行います。
- 実質的な運用の指図に関する権限を、JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに委託します。
- JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドは投資対象銘柄の選定にあたって、銘柄選定AIを活用します。

※投資対象ファンドの詳細は、「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

※株式会社KDDI総合研究所は投資対象ファンドの実質的な投資対象銘柄の選定に関与するものではありません。株式会社KDDI総合研究所の知見は、auアセットマネジメント株式会社を通じてJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に提供されます。当該情報は、有価証券の価値やそれを示唆する情報等を含まず、投資助言に該当しません。

3 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドがあります。

「為替ヘッジあり」 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行います。

- 為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行う際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなります。需給要因等によって、さらにコストが拡大することもあります。
- 一部の通貨において規制や流動性等の問題から為替ヘッジを行わない、または他の通貨による代替ヘッジを行う場合があります。

「為替ヘッジなし」 外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。

- 基準価額は、為替変動の影響を直接受けます。

「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の間でスイッチング（乗換え）を行うことができます。

※販売会社によっては、スイッチング（乗換え）のお取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

<ファンドの仕組み>

◇ 当ファンドは、投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
◇ 「ＧＩＭ未来都市関連株ファンドＦ」への投資割合を通常の状態で高位に維持することを基本とします。

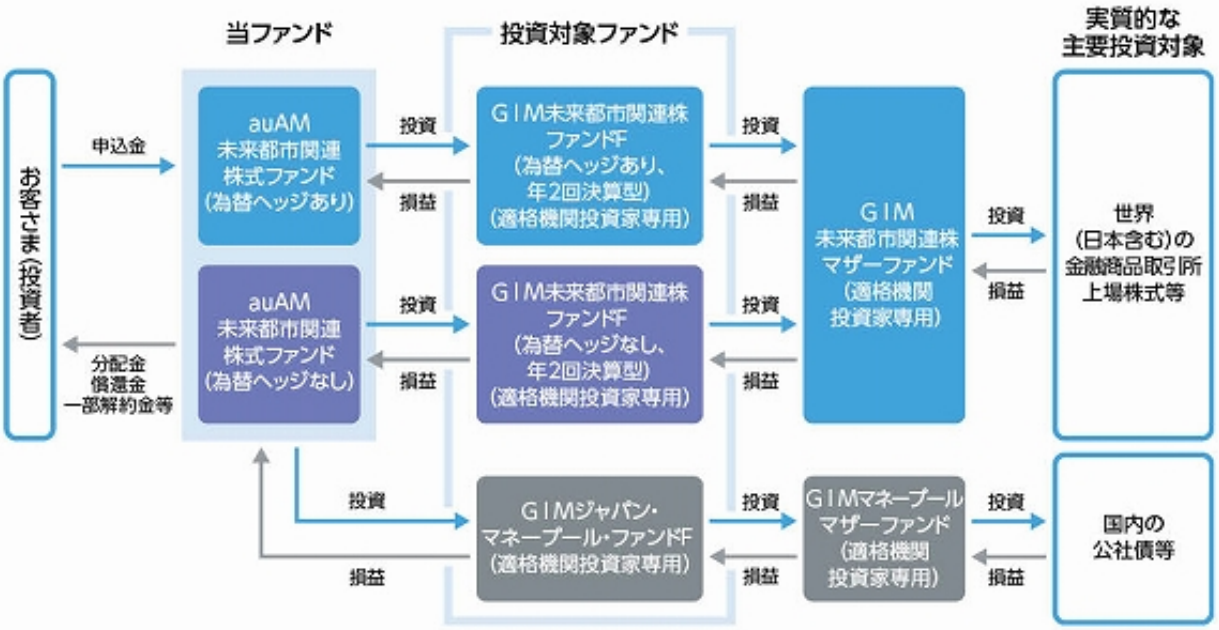

※投資対象ファンドの詳細は、「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに信託財産の規模等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

ファンド・オブ・ファンズとは
お客さまからお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券等に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

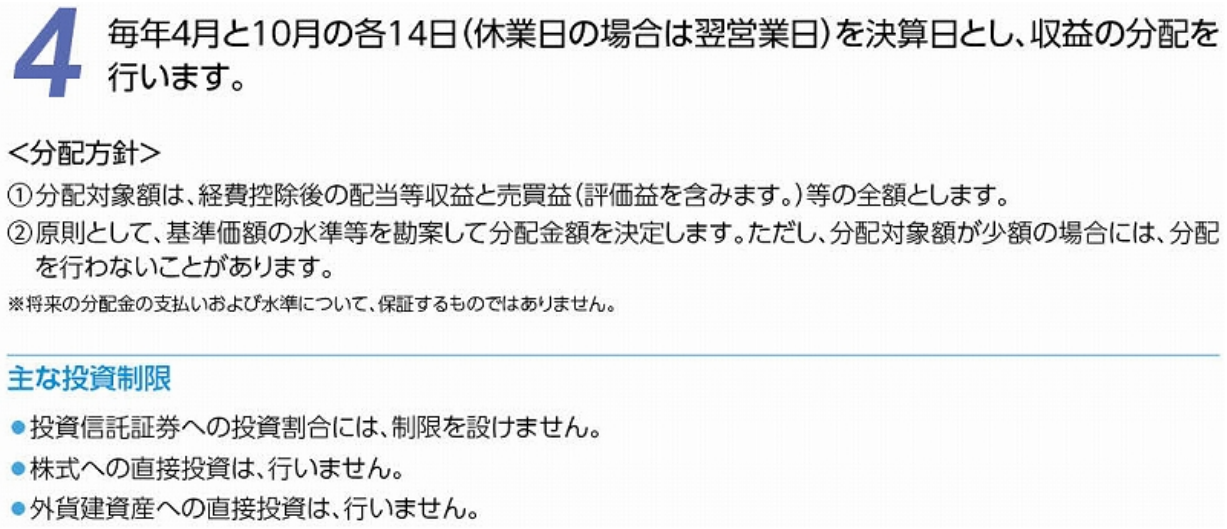

（２）【ファンドの沿革】

2020年10月15日　　信託契約締結、当初設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

受益者	**お申込者**	
	収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（※３）	
お取扱窓口	**販売会社**	**受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※１）に基づき、主に次の業務を行います。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務**
↑↓※１	**収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※３）**	
委託会社	**auアセットマネジメント株式会社**	**当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※２）の委託者であり、主に次の業務を行います。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成**
↓運用指図↑↓※２	**損益↑↓信託金（※３）**	
受託会社	**三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社**	**信託契約（※２）の受託者であり、主に次の業務を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算**
	損益↑↓投資	
投資対象	**投資信託証券　など**	

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※１：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※２：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※３：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

＜委託会社の概況（2025年４月30日現在）＞

・資本金の額　10億円

・沿革

2018年１月	ＫＤＤＩアセットマネジメント株式会社設立
2018年２月	第三者割当増資実施（株式会社大和証券グループ本社が引受）
2018年５月	確定拠出年金運営管理業登録（確定拠出年金運営管理機関 登録番号792）
2018年６月	金融商品取引業者（投資運用業）登録　（関東財務局長（金商）第3062号）
2019年７月	auアセットマネジメント株式会社へ商号を変更
2022年５月	金融商品取引業者（投資助言・代理業）登録
2022年10月	金融商品取引業者（第二種金融商品取引業）登録

・大株主の状況

名　称	住　所	所有株式数	比率
auフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目19番１号	53,280株	66.6%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	26,720株	33.4%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

＜為替ヘッジあり＞

①　主要投資対象

下記の各投資信託（以下、総称して「投資対象ファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

１.ＧＩＭ未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジあり、年２回決算型）（適格機関投資家専用）（以下、「未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジあり）」という場合があります。）の受益証券

２.ＧＩＭジャパン・マネープール・ファンドＦ（適格機関投資家専用）（以下、「マネープール・ファンドＦ」という場合があります。）の受益証券

②　投資態度

イ.主として、未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジあり）の受益証券を通じて、通信技術の革命により実現する未来都市の発展から恩恵を受ける世界の金融商品取引所上場株式等＊に実質的に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

＊預託証券（DR）、不動産投資信託証券（REIT）等を含みます。

ロ.当ファンドは、JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社が設定する未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジあり）およびマネープール・ファンドＦに投資するファンド・オブ・ファンズです。

ハ.当ファンドは、通常の状態で、未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジあり）の組入比率を高位に維持することを基本とします。

ニ.未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジあり）では、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行います。

※一部の通貨において規制や流動性等の問題から為替ヘッジを行わない、または他の通貨による代替ヘッジを行う場合があります。

ホ.大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

＜為替ヘッジなし＞

①　主要投資対象

１.ＧＩＭ未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジなし、年２回決算型）（適格機関投資家専用）（以下、「未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジなし）」という場合があります。）の受益証券

２.ＧＩＭジャパン・マネープール・ファンドＦ（適格機関投資家専用）の受益証券

②　投資態度

イ.主として、未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジなし）の受益証券を通じて、通信技術の革命により実現する未来都市の発展から恩恵を受ける世界の金融商品取引所上場株式等＊に実質的に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

＊預託証券（DR）、不動産投資信託証券（REIT）等を含みます。

ロ.当ファンドは、JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社が設定する未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジなし）およびマネープール・ファンドＦに投資するファンド・オブ・ファンズです。

ハ.当ファンドは、通常の状態で、未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジなし）の組入比率を高位に維持することを基本とします。

ニ.未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジなし）において、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。

ホ.大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

（２）【投資対象】

①　当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１.次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券

ロ.約束手形

ハ.金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第１項第６号に掲げるもの

２.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

②　委託者は、信託金を、主として、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図することができます。

＜為替ヘッジあり＞

１.ＧＩＭ未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジあり、年２回決算型）（適格機関投資家専用）の受益証券

２.ＧＩＭジャパン・マネープール・ファンドＦ（適格機関投資家専用）の受益証券

３.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

４.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

５.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

６.外国法人が発行する譲渡性預金証書

７.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前記５．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

＜為替ヘッジなし＞

１.ＧＩＭ未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジなし、年２回決算型）（適格機関投資家専用）の受益証券

２.ＧＩＭジャパン・マネープール・ファンドＦ（適格機関投資家専用）の受益証券

３.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

４.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

５.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

６.外国法人が発行する譲渡性預金証書

７.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前記５.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③　委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１.預金

２.指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３.コール・ローン

４.手形割引市場において売買される手形

④　前記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

＜投資先ファンドについて＞

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

	＜為替ヘッジあり＞	＜為替ヘッジなし＞
投資先ファンドの名称	ＧＩＭ未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジあり、年２回決算型）（適格機関投資家専用）	ＧＩＭ未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジなし、年２回決算型）（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	ＧＩＭ未来都市関連株マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下、「マザーファンド」）の受益証券を通じて、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。	
主要な投資対象	マザーファンドの受益証券を通じて、未来都市関連株に投資します。「未来都市関連株」とは、未来都市関連企業が発行する株式（預託証券（DR）、不動産投資信託証券（REIT）等を含みます。）をいい、「未来都市関連企業」とは、運用委託先であるＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドが通信技術の発展により世界各国の都市生活を支えると考える企業（外国で設立されたものを含みます。）をいいます。	
委託会社の名称	ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社	

くわしくは「１[ファンドの性格]　（１）[ファンドの目的及び基本的性格]＜ファンドの目的・特色＞ファンドの特色」をご参照下さい。

（３）【運用体制】

①　運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。

●運用の意思決定は「運用会議」にて運用の基本方針について審査・検討を行い、承認を受けます。運用会議は各部門長の出席のもと、戦略運用部がファンドの運用実績の報告と運用対象とする有価証券の評価およびポートフォリオ等の説明を行い、運用資産に係るリスク・リターンの状況について確認した上で、運用の基本方針を審議します。なお、運用会議は原則として毎月１回開催します。

●運用会議にて承認された基本方針に基づき、戦略運用部のファンドマネージャーは運用計画を策定します。

●内部管理体制に関しては、内部管理統括部による運用モニタリングのほか、内部管理統括部を事務局とする「リスク管理会議」でファンド運用のリスク（流動性リスクを含む）の状況の報告を受けることに加え、苦情の状況、コンプライアンスに係る事項の検証等を行い、運用の意思決定に対するけん制を図るとともに業務の適切性を確保します。「リスク管理会議」は原則として毎月１回開催します。

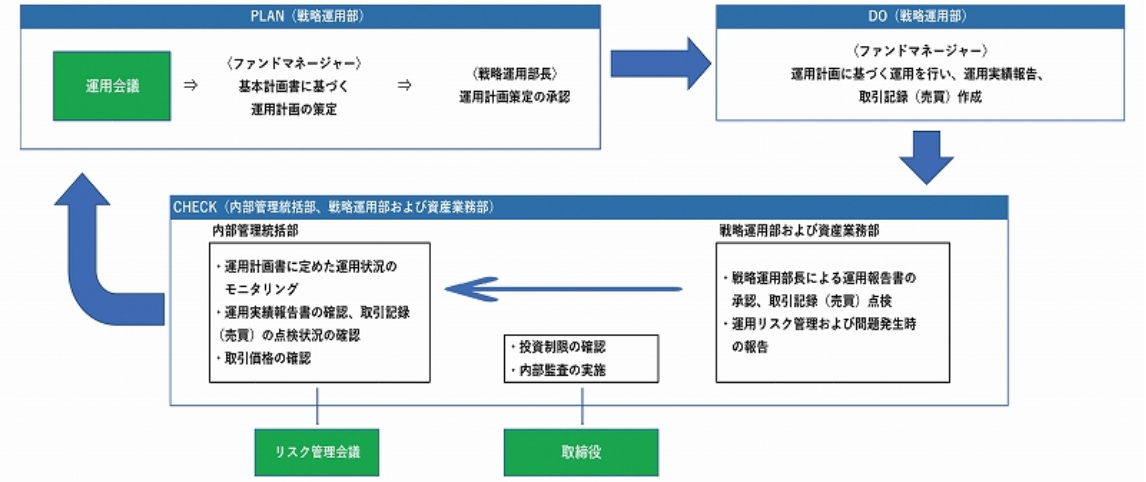

＜受託会社に対する管理体制＞

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを通じて、業務のチェックを行っています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書等の定期的な提出をもとめ、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

※　上記の運用体制は2025年４月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、以下の分配方針に基づき分配を行います。

①　分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②　原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

③　留保益は、前（１）に基づいて運用します。

（５）【投資制限】

①　投資信託証券（信託約款「運用の基本方針」）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

②　株式（信託約款「運用の基本方針」）

株式への直接投資は、行いません。

③　外貨建資産（信託約款「運用の基本方針」）

外貨建資産への直接投資は、行いません。

④　信用リスク集中回避（信託約款「運用の基本方針」）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑤　資金の借入れ（信託約款第24条）

イ.委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等

の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ.収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ.借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜参考＞

投資対象ファンドの概要

投資対象ファンドは以下の通りです。「為替ヘッジあり」は1および3、「為替ヘッジなし」は2および3に投資します。
なお、記載内容は、2025年4月30日現在委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後変更となることがあります。

1. ＧＩＭ未来都市関連株ファンドF（為替ヘッジあり、年2回決算型）（適格機関投資家専用）
2. ＧＩＭ未来都市関連株ファンドF（為替ヘッジなし、年2回決算型）（適格機関投資家専用）

運用の基本方針	ＧＩＭ未来都市関連株マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下、「マザーファンド」）の受益証券を通じて、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。 **［マザーファンド］** 信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。
主な投資対象	マザーファンドの受益証券 **［マザーファンド］** 未来都市関連株を主要投資対象とします。「未来都市関連株」とは、未来都市関連企業が発行する株式（預託証券（DR）、不動産投資信託証券（REIT）等を含みます。）をいい、「未来都市関連企業」とは、運用委託先であるJPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（以下、「運用委託先」といいます。）が通信技術の発展により世界各国の都市生活を支えると考える企業（外国で設立されたものを含みます。）をいいます。
主な投資態度	①主として、マザーファンドの受益証券に投資します。 **<為替ヘッジあり>** ②外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）およびみなし保有外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクを抑えます。その場合、米ドル等の主要通貨を用いて間接的に為替ヘッジを行うことがあります。ただし、外貨建資産およびみなし保有外貨建資産の建値の通貨により為替ヘッジのための実務上の対応が困難な場合には、当該資産について為替ヘッジを行わない場合があります。 ③安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。 イ．投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 ロ．本信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的 ハ．法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、本信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的 ④資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記①～③にしたがった運用が行えない場合があります。 **<為替ヘッジなし>** ②外貨建資産およびみなし保有外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。 ③安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。 イ．投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 ロ．本信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的 ハ．法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、本信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的 ④資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記①～③にしたがった運用が行えない場合があります。

	[マザーファンド] ①主な投資対象に掲げる主要投資対象の中から、運用委託先は、収益性・成長性を総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。銘柄の選択に際しては、運用委託先独自の人工知能を使った運用分析も用います。 ②信託財産に属する外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。 ③安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。 イ.投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 ロ.本信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的 ハ.法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、本信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的 ④資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記①～③にしたがった運用が行えない場合があります。
運用管理費用 （信託報酬）等	運用管理費用（信託報酬）:年率0.671%（税抜0.61%） 監査費用:年率0.022%（税抜0.02%）を上限とします。 委託者事務費用:年率0.033%（税抜0.03%）を上限とします。
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
運用委託先	[マザーファンドの運用および「為替ヘッジあり」の為替ヘッジ] JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

3. ＧＩＭジャパン・マネープール・ファンドＦ（適格機関投資家専用）

運用の基本方針	ＧＩＭマネープール・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。
主な投資対象	マザーファンドの受益証券 **[マザーファンド]** 円建ての公社債を主要投資対象とします。
主な投資態度	主として、マザーファンドの受益証券に投資します。 **[マザーファンド]** 本邦の発行体が発行する円建ての公社債を中心に投資し、元本の安定性と安定した収益の確保を図るとともに、高い流動性の確保に配慮します。ただし、市況動向に急激な変化が生じた場合、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、このような運用ができない場合があります。
運用管理費用 （信託報酬）等	運用管理費用（信託報酬）:年率0.1045%（税抜0.095%） 監査費用:年率0.022%（税抜0.02%）を上限とします。 ※その他、委託者事務費用等が信託財産から支払われます。
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
運用委託先	[マザーファンド] JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

[組入投資信託証券の委託会社等について]

組入投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下のとおりです。

●JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の沿革

1971年	**ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設**
1985年	**ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は1987年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。**
1990年	**ジャーディン・フレミング投信株式会社（委託会社）設立**
1995年	**ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン　フレミング投信・投資顧問株式会社となる。**
2001年	**ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更**
2006年	**JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更**
2008年	**JPモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受**

３【投資リスク】

（１）価額変動リスク

当ファンドは、主として、内外の株式等を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

※基準価額の変動要因は下記に限定されるものではありません。

① 株価の変動

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。当ファンドは、特定のセクターへの投資比率が高くなる場合があり、株式市場全体の動向にかかわらず基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

また、当ファンドは中小型株式に投資することがあります。中小型の株式については、株式市場全体の動きと比較して株価が大きく変動するリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響する可能性があります。新興国の株式市場は、先進国の株式市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格変動が大きくなる傾向が考えられます。

② リートの価格変動

リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。

③ 外国証券への投資に伴うリスク

１.為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉

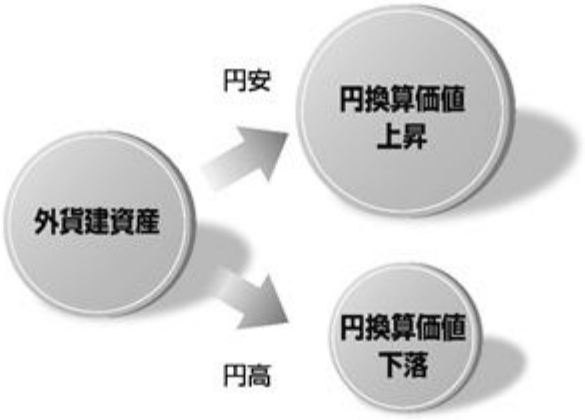

※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

「為替ヘッジあり」において、実質保有外貨建資産について為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、一部の通

貨について、為替ヘッジが困難、あるいは、ヘッジコストが過大と判断される際には、為替ヘッジを行わない、または他の通貨による代替ヘッジを行う場合があるため、為替変動の影響を受けることがあります。なお、為替ヘッジを行う際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

「為替ヘッジなし」において、実質保有外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

２.カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行う当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

③　その他

１.解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

２.ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

（２）換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

①　金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお買付、ご換金の申込みを取消すことがあります。

②　ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

（３）その他の留意点

①　当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

②　流動性リスクに関する事項

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

（４）リスク管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部門から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行います。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行い、リスク管理会議において、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※ 流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの適切な把握と継続的なモニタリングを通じた適切な管理態勢を構築することで流動性リスクの抑制を図るとともに、流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

＜参考情報＞

リスクの定量的比較

<auAM 未来都市関連株式ファンド(為替ヘッジあり)>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(注1)ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
(注2)ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

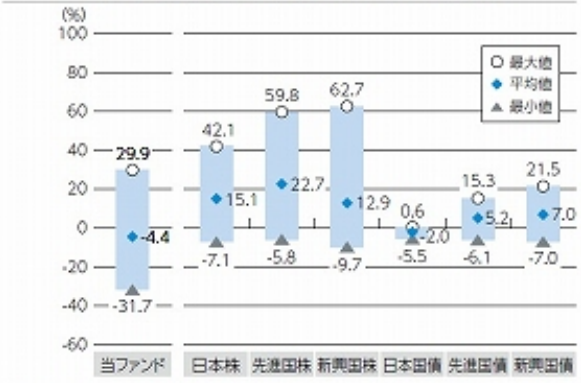

(注1)2020年5月～2025年4月までの5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
(注2)ファンドの騰落率は、設定日以降で算出可能な期間のみであり、代表的な資産クラスの対象期間と異なります。
ファンドの対象期間:2020年10月～2025年4月
代表的な資産クラスの対象期間:2020年5月～2025年4月
(注3)ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
(注4)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<auAM 未来都市関連株式ファンド(為替ヘッジなし)>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(注1)ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
(注2)ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

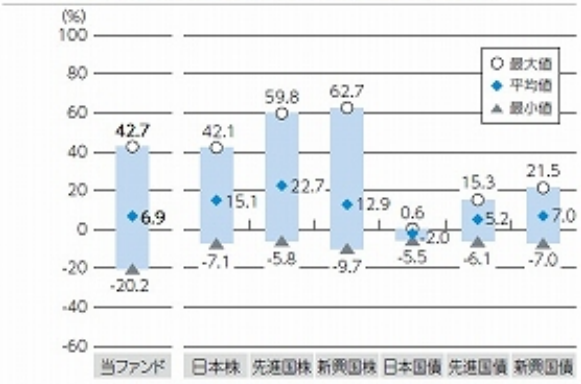

(注1)2020年5月～2025年4月までの5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
(注2)ファンドの騰落率は、設定日以降で算出可能な期間のみであり、代表的な資産クラスの対象期間と異なります。
ファンドの対象期間:2020年10月～2025年4月
代表的な資産クラスの対象期間:2020年5月～2025年4月
(注3)ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
(注4)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

資産クラス	指数名	権利者
日　本　株	TOPIX(配当込み)	株式会社ＪＰＸ総研
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み／円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み／円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本／円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

※上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）となっています。
具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お問合わせ先（委託会社：auアセットマネジメント株式会社）
電話 03-5657-7185（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

＜スイッチング（乗換え）について＞

・「為替ヘッジあり」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「為替ヘッジなし」の受益権の取得申込みを行うこと、および「為替ヘッジなし」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「為替ヘッジあり」の受益権の取得申込みを行うことをいいます。
・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行うファンドと、取得の申込みを行うファンドをご指示下さい。
・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。
・販売会社によっては、スイッチング（乗換え）のお取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

② 申込手数料には、消費税等が課されます。
③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。
② 信託財産留保額
ありません。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、日々の信託財産の純資産総額に年率1.199%（税抜1.09%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.41% （税抜）	年率0.66% （税抜）	年率0.02% （税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

④ 当ファンドの信託報酬等のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加えた実質的な信託報酬は、年率1.925%（税込）です。

ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬は変動します。各組入投資信託の信託報酬等について、くわしくは、前掲の「＜参考＞投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

（４）【その他の手数料等】

① 信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

④ 信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

＜投資対象ファンドより支弁する手数料等＞

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

①　個人の投資者に対する課税

イ.収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税５%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）となります。

ロ.解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税５%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）となります。

ハ.損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後３年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称： NISA（ニーサ） 」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ ニーサ） 」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②　法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収※されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

＜注１＞個別元本について

①　投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

②　投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

③　投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

＜注２＞収益分配金の課税について

①　追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

②　投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2025年４月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の計算期間における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他の費用の比率 ②
auAM未来都市関連株式ファンド(為替ヘッジあり)	2.15%	1.20%	0.95%
auAM未来都市関連株式ファンド(為替ヘッジなし)	2.04%	1.20%	0.84%

※直近の計算期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を平均受益権口数に作成期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた和で除しています(年率)。
※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。
※投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識していません。
※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。
※詳細につきましては、対象期間(2024年10月16日～2025年4月14日)の運用報告書全体版を御覧下さい。

5【運用状況】

【auAM未来都市関連株式ファンド（為替ヘッジあり）】

（１）【投資状況】

（2025年４月30日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	1,252,249,592	99.02
内　日本	1,252,249,592	99.02
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	12,392,896	0.98
純資産総額	1,264,642,488	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2025年４月30日現在）

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 （株）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 時価金額 （円）	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資比率
1	ＧＩＭ未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジあり）（適格機関投資）	日本・円 日本	投資信託受益証券 －	1,561,091,168	0.7516 1,173,316,122	0.8021 1,252,151,225	－ －	99.01%
2	ＧＩＭジャパン・マネープール・ファンドＦ（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託受益証券 －	99,562	0.9878 98,357	0.9880 98,367	－ －	0.01%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

（2025年４月30日現在）

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
投資信託受益証券	国内	投資信託受益証券	99.02
	小計		99.02
合　計（対純資産総額比）			99.02

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①　【純資産の推移】

2025年４月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	１口当たりの純資産額（分配落）(円)	１口当たりの純資産額（分配付）(円)
設定時(2020年10月15日)	1,534,659,902	－	1.0000	－
第１計算期間末日(2021年４月14日)	7,469,464,981	7,929,800,636	1.1358	1.2058
第２計算期間末日(2021年10月14日)	6,718,191,402	6,718,191,402	1.0995	1.0995
第３計算期間末日(2022年４月14日)	4,510,324,049	4,510,324,049	0.9408	0.9408
第４計算期間末日(2022年10月14日)	3,203,674,695	3,203,674,695	0.7500	0.7500
第５計算期間末日(2023年４月14日)	3,138,462,536	3,138,462,536	0.8271	0.8271
第６計算期間末日(2023年10月16日)	2,540,935,093	2,540,935,093	0.7978	0.7978
第７計算期間末日(2024年４月15日)	2,058,203,933	2,058,203,933	0.8779	0.8779
第８計算期間末日(2024年10月15日)	1,677,220,283	1,677,220,283	0.8917	0.8917
第９計算期間末日(2025年４月14日)	1,186,323,250	1,186,323,250	0.7928	0.7928
2024年４月末日	1,967,223,162	－	0.8479	－
５月末日	1,943,528,063	－	0.8765	－
６月末日	1,770,705,160	－	0.8675	－
７月末日	1,712,333,080	－	0.8739	－
８月末日	1,672,483,421	－	0.8635	－
９月末日	1,717,103,150	－	0.8968	－
10月末日	1,699,691,565	－	0.9059	－
11月末日	1,648,189,196	－	0.9287	－
12月末日	1,521,526,262	－	0.9161	－
2025年１月末日	1,495,607,298	－	0.9397	－
２月末日	1,476,920,108	－	0.9423	－
３月末日	1,341,324,510	－	0.8816	－
４月末日	1,264,642,488	－	0.8451	－

② 【分配の推移】

	１口当たり分配金(円)
第１計算期間	0.0700
第２計算期間	0.0000
第３計算期間	0.0000
第４計算期間	0.0000
第５計算期間	0.0000
第６計算期間	0.0000
第７計算期間	0.0000
第８計算期間	0.0000
第９計算期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

	収益率(％)
第１計算期間	20.6
第２計算期間	△3.2
第３計算期間	△14.4
第４計算期間	△20.3
第５計算期間	10.3
第６計算期間	△3.5
第７計算期間	10.0
第８計算期間	1.6
第９計算期間	△11.1

（４）【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第１計算期間	7,221,360,666	645,137,013	6,576,223,653
第２計算期間	665,566,626	1,131,814,364	6,109,975,915
第３計算期間	50,844,633	1,366,566,783	4,794,253,765
第４計算期間	3,608,989	526,431,068	4,271,431,686
第５計算期間	62,881,342	539,570,829	3,794,742,199
第６計算期間	3,686,686	613,654,223	3,184,774,662
第７計算期間	3,571,707	843,975,220	2,344,371,149
第８計算期間	1,151,525	464,629,257	1,880,893,417
第９計算期間	1,305,546	385,898,799	1,496,300,164

（注）第１計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

（参考情報）運用実績

交付目論見書に記載するファンドの運用実績

3.運用実績

<auAM 未来都市関連株式ファンド(為替ヘッジあり)>

当初設定日：2020年10月15日
作成基準日：2025年 4 月30日

基準価額・純資産の推移

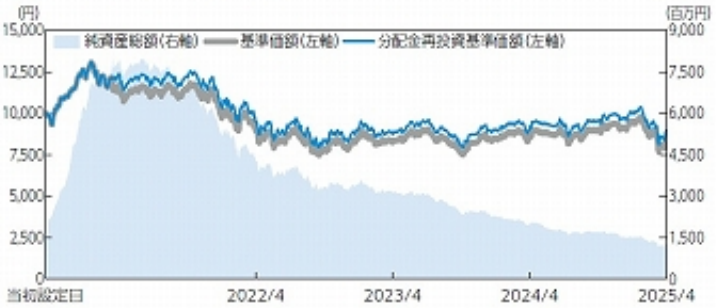

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	8,451円
純資産総額	1,265百万円

分配金の推移（1万口当たり、税引前）

決算期	第5期 2023年4月	第6期 2023年10月	第7期 2024年4月	第8期 2024年10月	第9期 2025年4月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	700円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
GIM未来都市関連株ファンドF(為替ヘッジあり、年2回決算型)(適格機関投資家専用)	99.0%
GIMジャパン・マネープール・ファンドF(適格機関投資家専用)	0.0%
コール・ローン等、その他	1.0%
合計	100.0%

※投資比率は、純資産総額に対する比率で、小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

年間収益率の推移（暦年ベース）

当ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。
※2020年は当初設定日から年末まで、2025年は年初から作成基準日までの騰落率を表しています。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

【auAM未来都市関連株式ファンド（為替ヘッジなし）】

（１）【投資状況】

（2025年４月30日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	5,473,295,827	99.03
内　日本	5,473,295,827	99.03
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	53,758,147	0.97
純資産総額	5,527,053,974	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2025年４月30日現在）

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 （株）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 時価金額 （円）	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資比率
1	ＧＩＭ未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジなし）（適格機関投資）	日本・円 日本	投資信託受益証券 －	5,931,076,572	0.8599 5,100,132,747	0.9228 5,473,197,460	－ －	99.03%
2	ＧＩＭジャパン・マネープール・ファンドＦ（適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託受益証券 －	99,562	0.9878 98,357	0.9880 98,367	－ －	0.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

（2025年４月30日現在）

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
投資信託受益証券	国内	投資信託受益証券	99.03
	小計		99.03
合　計（対純資産総額比）			99.03

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年４月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	１口当たりの純資産額(分配落)(円)	１口当たりの純資産額(分配付)(円)
設定時(2020年10月15日)	8,115,858,277	－	1.0000	－
第１計算期間末日(2021年４月14日)	35,920,793,604	38,994,945,500	1.1685	1.2685
第２計算期間末日(2021年10月14日)	34,908,860,840	34,908,860,840	1.1678	1.1678
第３計算期間末日(2022年４月14日)	24,867,265,481	24,867,265,481	1.0914	1.0914
第４計算期間末日(2022年10月14日)	17,700,107,148	17,700,107,148	0.9905	0.9905
第５計算期間末日(2023年４月14日)	14,800,955,955	15,089,715,464	1.0251	1.0451
第６計算期間末日(2023年10月16日)	11,437,224,525	11,645,652,264	1.0975	1.1175
第７計算期間末日(2024年４月15日)	9,780,215,809	9,936,700,500	1.2500	1.2700
第８計算期間末日(2024年10月15日)	7,568,447,390	7,628,711,249	1.2559	1.2659
第９計算期間末日(2025年４月14日)	5,192,699,274	5,192,699,274	1.1006	1.1006
2024年４月末日	9,458,701,238	－	1.2285	－
５月末日	9,322,601,389	－	1.2919	－
６月末日	9,091,893,142	－	1.3078	－
７月末日	7,967,601,169	－	1.2693	－
８月末日	7,369,147,876	－	1.1908	－
９月末日	7,651,814,967	－	1.2513	－
10月末日	7,686,744,893	－	1.3115	－
11月末日	7,338,965,957	－	1.3290	－
12月末日	7,234,139,505	－	1.3630	－
2025年１月末日	6,950,297,857	－	1.3752	－
２月末日	6,520,648,765	－	1.3407	－
３月末日	6,124,090,516	－	1.2765	－
４月末日	5,527,053,974	－	1.1798	－

②【分配の推移】

	１口当たり分配金(円)
第１計算期間	0.1000
第２計算期間	0.0000
第３計算期間	0.0000
第４計算期間	0.0000
第５計算期間	0.0200
第６計算期間	0.0200
第７計算期間	0.0200
第８計算期間	0.0100
第９計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率(％)
第１計算期間	26.9
第２計算期間	△0.1
第３計算期間	△6.5
第４計算期間	△9.2
第５計算期間	5.5
第６計算期間	9.0
第７計算期間	15.7
第８計算期間	1.3
第９計算期間	△12.4

（４）【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第１計算期間	33,970,901,198	3,229,382,235	30,741,518,963
第２計算期間	5,670,449,690	6,518,444,474	29,893,524,179
第３計算期間	270,331,401	7,379,242,235	22,784,613,345
第４計算期間	53,199,252	4,967,440,132	17,870,372,465
第５計算期間	89,564,364	3,521,961,337	14,437,975,492
第６計算期間	177,146,253	4,193,734,773	10,421,386,972
第７計算期間	133,090,796	2,730,243,205	7,824,234,563
第８計算期間	61,140,535	1,858,989,155	6,026,385,943
第９計算期間	26,286,224	1,334,684,597	4,717,987,570

（注）第１計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

（参考情報）運用実績

交付目論見書に記載するファンドの運用実績

当初設定日：2020年10月15日
作成基準日：2025年 4 月30日

<auAM 未来都市関連株式ファンド(為替ヘッジなし)>

基準価額・純資産の推移

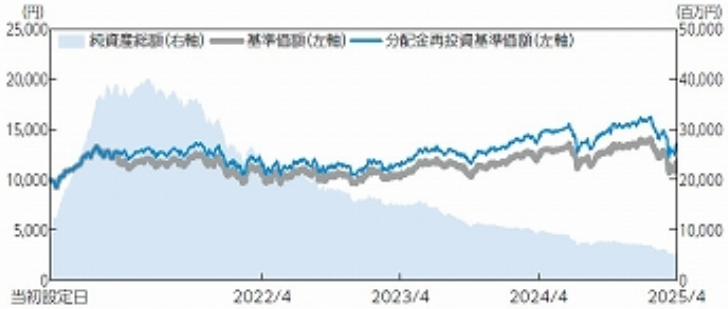

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	11,798円
純資産総額	5,527百万円

分配金の推移（1万口当たり、税引前）

決算期	第5期 2023年4月	第6期 2023年10月	第7期 2024年4月	第8期 2024年10月	第9期 2025年4月	設定来累計
分配金	200円	200円	200円	100円	0円	1,700円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
GIM未来都市関連株ファンドF(為替ヘッジなし、年2回決算型)(適格機関投資家専用)	99.0%
GIMジャパン・マネープール・ファンドF(適格機関投資家専用)	0.0%
コール・ローン等、その他	1.0%
合計	100.0%

※投資比率は、純資産総額に対する比率で、小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

年間収益率の推移（暦年ベース）

当ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。
※2020年は当初設定日から年末まで、2025年は年初から作成基準日までの騰落率を表しています。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。なお、販売会社によっては「為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」のどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

当ファンドには、税引後の収益分配金を、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益分配金を再投資せず、その都度受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を１円単位または１口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金を再投資する場合は、１口単位とします。

ただし、分配金を再投資する場合を除き販売会社は、次のイ.からハ.に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けを行いません。

イ.ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所の休業日と同じ日付の日

ロ.前イ.に掲げる日（土曜日、日曜日を除く）の前営業日

ハ.前記イ.およびロ.のほか、信託財産の運用等または一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

取得価額（１万口当たり）は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間中については１万口当たり１万円）です。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金を再投資する場合の価額は各計算期間終了日の基準価額とします。

取得時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には､消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後３時30分までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消すことができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後３時30分までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営

業日の取扱いとなります。販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

＜一部解約＞
受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を１口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。ただし、販売会社は、次のイ.ロ.またはハ.に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付けを行いません。
イ.ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所の休業日と同じ日付の日
ロ.前イ.に掲げる日（土曜日、日曜日を除く）の前営業日
ハ.前記イ.およびロ.のほか、信託財産の運用等または一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。
解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。
解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。
また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お問合わせ先（委託会社：auアセットマネジメント株式会社）
ホームページアドレス　https://www.kddi-am.com/
電話 03-5657-7185（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

「為替ヘッジあり」または「為替ヘッジなし」の受益者が、当該ファンドの換金の手取金をもって他のファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他のファンドの受益権の取得申込みの受付けが中止されたときまたは取得申込みが取消されたときには、委託会社は、当該換金請求の受付中止および当該換金請求の取消しができます。（なお、他のファンドとは、受益者が「為替ヘッジあり」の受益者である場合、「為替ヘッジなし」を、また「為替ヘッジなし」の受益者である場合、「為替ヘッジあり」をいいます。）
委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約請求の受付けを中止することができるほか、すでに受け付けた一部解約請求を取消すことができるものとします。
一部解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌々営業日の基準価額とします。
一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して６営業日目から受益者に支払います。
受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

３【資産管理等の概要】
（１）【資産の評価】
基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した１万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（※）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（※）主要な投資対象資産の評価方法の概要
・投資信託証券：原則として、計算日の前営業日の基準価額で評価します。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お問合わせ先（委託会社：auアセットマネジメント株式会社）
ホームページアドレス　https://www.kddi-am.com/
電話 03-5657-7185（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2020年10月15日から2044年10月14日までとします。ただし、後記（５）①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

毎年４月15日から10月14日まで、および10月15日から翌年４月14日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

①　信託の終了

＜為替ヘッジあり＞

１.委託会社は、信託財産の純資産総額が30億円を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

２.委託会社は、ＧＩＭ未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジあり、年２回決算型）（適格機関投資家専用）が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

３.委託会社は、前記１.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

４.前記３.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本３.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

５.前記３.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

６.前記３.から前記５.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし

たときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記３.から前記５.までの手続きを行うことが困難な場合も同じとします。

７.委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

８.委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後記②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

９.受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜為替ヘッジなし＞

１.（＜為替ヘッジあり＞の１.と同規定）

２．委託会社は、ＧＩＭ未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジなし、年２回決算型）（適格機関投資家専用）が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

３.（＜為替ヘッジあり＞の３.と同規定）

４.（＜為替ヘッジあり＞の４.と同規定）

５.（＜為替ヘッジあり＞の５.と同規定）

６.（＜為替ヘッジあり＞の６.と同規定）

７.（＜為替ヘッジあり＞の７.と同規定）

８.（＜為替ヘッジあり＞の８.と同規定）

９.（＜為替ヘッジあり＞の９.と同規定）

② 信託約款の変更等

１．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の１.から７.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

２.委託会社は、前記１.の事項（前記１.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記１.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

３.前記２.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本３.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

４.前記２.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

５.書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

６.前記２.から前記５.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

７.前記１.から前記６.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

８.委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前記１.から前記７.までの規定にしたがいます。

③　反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が前記「２換金（解約）手続等」に規定する一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、前記①に規定する信託の終了または前記②に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

④　運用状況に係る情報の提供

委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した運用状況に係る情報の提供（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める事項）を各ファンドの計算期間の末日および償還時に作成し、電磁的方法により提供します。また、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

⑤　公告

１.委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

アドレス　https://www.kddi-am.com/

２.前記１.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥　関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の１か月（または３か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

４【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

①　収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として信託終了日から起算して５営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から５年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

②　換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「２　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

③　帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

auAM 未来都市関連株式ファンド（為替ヘッジあり）

１.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２.ファンドの計算期間は６ヵ月であるため、財務諸表は６ヵ月ごとに作成しております。
３.当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第9期計算期間（2024年10月16日から2025年４月14日まで）の財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【auAM 未来都市関連株式ファンド（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

区　　分	注記番号	第８期計算期間 （2024年10月15日現在） 金　額（円）	第９期計算期間 （2025年４月14日現在） 金　額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		27,968,628	21,642,858
投資信託受益証券		1,659,405,459	1,174,407,345
未収入金		7,000,000	1,000,000
流動資産合計		1,694,374,087	1,197,050,203
資産合計		1,694,374,087	1,197,050,203
負債の部			
流動負債			
未払解約金		6,298,717	1,595,767
未払受託者報酬		197,503	166,123
未払委託者報酬		10,568,771	8,890,377
その他未払費用		88,813	74,686
流動負債合計		17,153,804	10,726,953
負債合計		17,153,804	10,726,953
純資産の部			
元本等			
元本	※１	1,880,893,417	1,496,300,164
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※２	△203,673,134	△309,976,914
（分配準備積立金）		158,163,966	125,724,246
元本等合計		1,677,220,283	1,186,323,250
純資産合計		1,677,220,283	1,186,323,250
負債純資産合計		1,694,374,087	1,197,050,203

（２）【損益及び剰余金計算書】

区　　分	注記番号	第８期計算期間 （自　2024年４月16日 至　2024年10月15日） 金　額（円）	第９期計算期間 （自　2024年10月16日 至　2025年４月14日） 金　額（円）
営業収益			
受取利息		15,399	32,813
有価証券売買等損益		36,997,275	△130,998,114
営業収益合計		37,012,674	△130,965,301
営業費用			
受託者報酬		197,503	166,123
委託者報酬		10,568,771	8,890,377
その他費用		88,813	74,686
営業費用合計		10,855,087	9,131,186
営業利益又は営業損失（△）		26,157,587	△140,096,487
経常利益又は経常損失（△）		26,157,587	△140,096,487
当期純利益又は当期純損失（△）		26,157,587	△140,096,487
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		231,863	7,876,880
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△286,167,216	△203,673,134
剰余金増加額又は欠損金減少額		56,716,106	41,784,612
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		56,716,106	41,784,612
剰余金減少額又は欠損金増加額		147,748	115,025
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		147,748	115,025
分配金	※１	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△203,673,134	△309,976,914

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2024年10月16日から2025年４月14日となっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第８期計算期間 （自　2024年４月16日 至　2024年10月15日）	第９期計算期間 （自　2024年10月16日 至　2025年４月14日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区　分			第８期計算期間 （2024年10月15日現在）	第９期計算期間 （2025年４月14日現在）
１．	※１	期首元本額	2,344,371,149円	1,880,893,417円
		期中追加設定元本額	1,151,525円	1,305,546円
		期中一部解約元本額	464,629,257円	385,898,799円
２．		計算期間末日における受益権の総数	1,880,893,417口	1,496,300,164口
３．	※２	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は203,673,134円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は309,976,914円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区　分	第８期計算期間 （自　2024年４月16日 至　2024年10月15日）	第９期計算期間 （自　2024年10月16日 至　2025年４月14日）
１．　※１　分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（11,057円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（０円）、投資信託約款に規定される収益調整金（210,817,994円）及び分配準備積立金（158,152,909円）より分配対象額は368,981,960円（１万口当たり1,961.74円）であります。分配は行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（０円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（０円）、投資信託約款に規定される収益調整金（50,862,036円）及び分配準備積立金（125,724,246円）より分配対象額は176,586,282円（１万口当たり1,180.15円）であります。分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区　分	第８期計算期間 （自　2024年４月16日 至　2024年10月15日）	第９期計算期間 （自　2024年10月16日 至　2025年４月14日）
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	同左
３．　金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区　分	第８期計算期間 （2024年10月15日現在）	第９期計算期間 （2025年４月14日現在）
１．　貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第８期計算期間 （2024年10月15日現在）	第９期計算期間 （2025年４月14日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	35,969,329	△140,060,870
合計	35,969,329	△140,060,870

（関連当事者との取引に関する注記）

第８期計算期間 （自　2024年４月16日 至　2024年10月15日）	第９期計算期間 （自　2024年10月16日 至　2025年４月14日）
該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報）

	第８期計算期間 （2024年10月15日現在）	第９期計算期間 （2025年４月14日現在）
１口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	0.8917円 (8,917円)	0.7928円 (7,928円)

（４）【附属明細表】

①　有価証券明細表

イ．株式

該当事項はありません。

ロ．株式以外の有価証券

種類	銘柄名	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
投資信託受益証券	ＧＩＭジャパン・マネープール・ファンドＦ（適格機関投資家専用）	99,562	98,357	
	ＧＩＭ未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジあり、年２回決算型）（適格機関投資家専用）	1,562,412,172	1,174,308,988	
投資信託受益証券　合計		1,562,511,734	1,174,407,345	
合計		1,562,511,734	1,174,407,345	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

②　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③　デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

auAM 未来都市関連株式ファンド（為替ヘッジなし）

１.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２.ファンドの計算期間は６ヵ月であるため、財務諸表は６ヵ月ごとに作成しております。
３.当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第9期計算期間（2024年10月16日から2025年４月14日まで）の財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

【auAM 未来都市関連株式ファンド（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

区　　分	注記番号	第８期計算期間 （2024年10月15日現在） 金　額（円）	第９期計算期間 （2025年４月14日現在） 金　額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		190,973,140	95,245,706
投資信託受益証券		7,491,661,844	5,142,629,441
未収入金		43,000,000	18,000,000
流動資産合計		7,725,634,984	5,255,875,147
資産合計		7,725,634,984	5,255,875,147
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		60,263,859	－
未払解約金		45,800,407	21,602,437
未払受託者報酬		932,108	757,406
未払委託者報酬		49,870,235	40,523,358
その他未払費用		320,985	292,672
流動負債合計		157,187,594	63,175,873
負債合計		157,187,594	63,175,873
純資産の部			
元本等			
元本	※１	6,026,385,943	4,717,987,570
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		1,542,061,447	474,711,704
（分配準備積立金）		1,161,929,360	1,527,661,946
元本等合計		7,568,447,390	5,192,699,274
純資産合計		7,568,447,390	5,192,699,274
負債純資産合計		7,725,634,984	5,255,875,147

（２）【損益及び剰余金計算書】

区　　分	注記番号	第８期計算期間 （自　2024年４月16日 至　2024年10月15日）	第９期計算期間 （自　2024年10月16日 至　2025年４月14日）
		金　額（円）	金　額（円）
営業収益			
受取配当金		284,159,756	691,775,133
受取利息		76,596	175,328
有価証券売買等損益		△61,522,131	△1,293,032,403
営業収益合計		222,714,221	△601,081,942
営業費用			
受託者報酬		932,108	757,406
委託者報酬		49,870,235	40,523,358
その他費用		320,985	292,672
営業費用合計		51,123,328	41,573,436
営業利益又は営業損失（△）		171,590,893	△642,655,378
経常利益又は経常損失（△）		171,590,893	△642,655,378
当期純利益又は当期純損失（△）		171,590,893	△642,655,378
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		76,453,745	90,445,011
期首剰余金又は期首欠損金（△）		1,955,981,246	1,542,061,447
剰余金増加額又は欠損金減少額		16,086,870	7,388,821
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		16,086,870	7,388,821
剰余金減少額又は欠損金増加額		464,879,958	341,638,175
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		464,879,958	341,638,175
分配金	※１	60,263,859	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）		1,542,061,447	474,711,704

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ち日において、当該金額を計上しております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2024年10月16日から2025年４月14日となっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第８期計算期間 （自　2024年４月16日 至　2024年10月15日）	第９期計算期間 （自　2024年10月16日 至　2025年４月14日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区　分		第８期計算期間 （2024年10月15日現在）	第９期計算期間 （2025年４月14日現在）
１．　※１	期首元本額	7,824,234,563円	6,026,385,943円
	期中追加設定元本額	61,140,535円	26,286,224円
	期中一部解約元本額	1,858,989,155円	1,334,684,597円
２．	計算期間末日における受益権の総数	6,026,385,943口	4,717,987,570口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区　分	第８期計算期間 （自　2024年４月16日 至　2024年10月15日）	第９期計算期間 （自　2024年10月16日 至　2025年４月14日）
１．　※１　　分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（225,161,018円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（０円）、投資信託約款に規定される収益調整金（609,998,991円）及び分配準備積立金（997,032,201円）より分配対象額は1,832,192,210円（１万口当たり3,040.28円）であり、うち60,263,859円（１万口当たり100円）を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（622,240,835円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（０円）、投資信託約款に規定される収益調整金（204,854,590円）及び分配準備積立金（905,421,111円）より分配対象額は1,732,516,536円（１万口当たり3,672.15円）であります。分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区　分	第８期計算期間 （自　2024年４月16日 至　2024年10月15日）	第９期計算期間 （自　2024年10月16日 至　2025年４月14日）
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	同左
３．　金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区　分	第８期計算期間 （2024年10月15日現在）	第９期計算期間 （2025年４月14日現在）
１．　貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第８期計算期間 （2024年10月15日現在）	第９期計算期間 （2025年４月14日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△120,819,833	△1,358,044,666
合計	△120,819,833	△1,358,044,666

（関連当事者との取引に関する注記）

第８期計算期間 （自　2024年４月16日 至　2024年10月15日）	第９期計算期間 （自　2024年10月16日 至　2025年４月14日）
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第８期計算期間 （2024年10月15日現在）	第９期計算期間 （2025年４月14日現在）
１口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	1.2559円 (12,559円)	1.1006円 (11,006円)

（４）【附属明細表】

①　有価証券明細表

イ.株式

該当事項はありません。

ロ.株式以外の有価証券

種類	銘柄名	券面総額（円）	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	ＧＩＭジャパン・マネープール・ファンドＦ（適格機関投資家専用）	99,562	98,357	
	ＧＩＭ未来都市関連株ファンドＦ（為替ヘッジなし、年２回決算型）（適格機関投資家専用）	5,980,382,701	5,142,531,084	
投資信託受益証券　合計		5,980,482,263	5,142,629,441	
合計		5,980,482,263	5,142,629,441	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

②　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③　デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

auAM未来都市関連株式ファンド（為替ヘッジあり）

【純資産額計算書】

（2025年４月末日現在）

Ⅰ　資産総額	1,265,289,276円
Ⅱ　負債総額	646,788円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,264,642,488円
Ⅳ　発行済数量	1,496,449,925口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8451円

auAM未来都市関連株式ファンド（為替ヘッジなし）

純資産額計算書

（2025年４月末日現在）

Ⅰ　資産総額	5,531,515,328円
Ⅱ　負債総額	4,461,354円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,527,053,974円
Ⅳ　発行済数量	4,684,934,206口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1798円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

（２）受益者名簿

受益者名簿は作成しません。

（３）受益者集会

受益者集会は開催しません。

（４）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（５）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（６）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（７）受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（８）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（９）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行うにあたり、各受益者が保有する受益権口数に１口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行います。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

（10）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

（11）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

ａ.資本金の額

2025年４月30日現在

資本金の額	10億円
発行可能株式総数	800,000株
発行済株式総数	80,000株

過去５年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

ｂ.委託会社の機構

①　会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

②　投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ.新ファンド設定会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を新ファンド設定会議において審議します。

ロ.戦略運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用担当責任者は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ハ.運用会議

資産業務部長が議長となり、原則として月１回運用会議を開催し、ファンドの運用実績およびリスクとリターンの状況等の報告、ファンド運用に係る基本方針について検討します。

ニ.リスク管理会議

内部管理統括部長が議長となり、ファンドの運用リスク（流動性リスク含む、以下同じ。）の状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行い、必要事項を審議します。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を行っています。また、「確定拠出年金法」に定める確定拠出年金運営管理業務、「金融商品取引法」に定める金融商品仲介業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は、2025年４月30日現在、次の通りです。但し、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	23	96,584
合計	23	96,584

３【委託会社等の経理状況】

１.委託会社であるａｕアセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）及び同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

２.財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３.委託会社は、金融商品取引法第193条の２第１項に基づき、第８期事業年度（2024年４月１日から2025年３月31日まで）の財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 （2024年３月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		498,441	81,639
貯蔵品		―	1,120
前払費用		16,375	18,968
未収入金	＊２	369,214	352,174
未収委託者報酬		93,419	90,209
立替金		122	―
未収還付法人税等		7	2,313
流動資産合計		977,581	546,427
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	＊１	0	0
工具器具備品	＊１	425	617
有形固定資産合計		425	617
無形固定資産			
ソフトウエア		23,712	30,184
ソフトウエア仮勘定		33,697	―
無形固定資産合計		57,410	30,184
投資その他の資産			
投資有価証券		1,364,619	1,186,322
敷金		37,622	37,622
長期差入保証金		54,300	54,300
投資その他の資産合計		1,456,541	1,278,244
固定資産合計		1,514,377	1,309,046
資産合計		2,491,958	1,855,473

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
負債の部		
流動負債		
未払金	357,193	325,838
未払費用	9,692	9,965
未払法人税等	7,668	8,196
預り金	2,198	3,445
賞与引当金	13,209	12,639
短期借入金	1,400,000	860,000
未払消費税等	3,856	33,266
前受収益	84,746	－
流動負債合計	1,878,566	1,253,352
固定負債		
繰延税金負債	3,233	－
資産除去債務	11,309	11,351
固定負債合計	14,543	11,351
負債合計	1,893,109	1,264,704
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金合計	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,405,644	△ 1,396,017
利益剰余金合計	△1,405,644	△ 1,396,017
株主資本計	594,355	603,982
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,493	△ 13,213
評価・換算差額等合計	4,493	△ 13,213
純資産合計	598,848	590,769
負債・純資産合計	2,491,958	1,855,473

(2) 【損益計算書】

（単位：千円）

		前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
営業収益			
委託者報酬		320,532	433,299
金融商品仲介手数料		149	143
確定拠出年金事業収入		81,659	112,188
保険契約等代行業務収入	＊2	584,867	536,020
システム貸付収入		12,040	―
その他営業収入		41,878	129,945
営業収益計		1,041,128	1,211,597
営業費用			
支払手数料		191,552	242,358
広告宣伝費		4,244	6,177
調査費		46,267	74,036
委託調査費		2,675	2,675
委託計算費		47,826	55,397
営業雑経費		386,406	440,707
通信費		2,760	3,797
印刷費		8,836	11,867
協会費		1,849	1,740
業務委託費		232,923	280,744
情報機器関連費		72,605	77,040
その他営業雑経費		67,431	65,517
営業費用計		678,973	821,352
一般管理費			
給料		236,036	265,278
役員報酬		37,926	39,278
給料・手当		170,369	188,516
賞与		3,905	11,764
賞与引当金繰入額		23,835	25,719
法定福利費		25,900	33,146
退職給付費用		1,296	3,168
会議費		48	2
交際費		164	167
旅費交通費		4,741	5,319
租税公課		13,176	13,897
不動産賃借料		37,623	37,623
福利厚生費		331	350
保険料		60	64

固定資産減価償却費	＊1	3,120	7,379
資産除去債務利息		41	41
諸経費		19,579	18,165
一般管理費計		342,120	384,606
営業利益又は営業損失（△）		**20,033**	**5,638**
営業外収益			
受取利息	＊2	524	0
受取配当金		35	0
投資有価証券売却益		―	14,932
為替差益		―	508
雑収入		32	68
営業外収益計		591	15,510
営業外費用			
支払利息		1,857	3,821
投資有価証券売却損		8,456	6,749
為替差損		319	―
雑損失		49	―
営業外費用計		10,682	10,571
経常利益又は経常損失（△）		**9,942**	**10,577**
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）		**9,942**	**10,577**
法人税、住民税及び事業税		331	950
当期純利益又は当期純損失（△）		**9,611**	**9,627**

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 1,415,256	△ 1,415,256	584,743
当期変動額						
当期純利益	―	―	―	9,611	9,611	9,611
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	―	―
当期変動額合計	―	―	―	9,611	9,611	9,611
当期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 1,405,644	△ 1,405,644	594,355

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 1,116	△ 1,116	583,626
当期変動額			
当期純利益	―	―	9,611
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,610	5,610	5,610
当期変動額合計	5,610	5,610	15,222
当期末残高	4,493	4,493	598,848

当事業年度（自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 1,405,644	△ 1,405,644	594,355
当期変動額						
当期純利益	—	—	—	9,627	9,627	9,627
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	9,627	9,627	9,627
当期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 1,396,017	△ 1,396,017	603,982

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,493	4,493	598,848
当期変動額			
当期純利益	—	—	9,627
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 17,707	△ 17,707	△ 17,707
当期変動額合計	△ 17,707	△ 17,707	△ 8,079
当期末残高	△ 13,213	△ 13,213	590,769

（注記事項）

（重要な会計方針）

１.資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末の決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

２.固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定額法により償却しております。
なお、主な耐用年数は次の通りです。
建物附属設備　１０～１７年
工具器具備品　４～１０年

（２）無形固定資産

定額法により償却しております。
自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法を採用しております。

３.引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しております。

４.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。
委託者報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等の履行義務を負っており、日々の運用ファンドの純資産総額に各報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間において日々充足されると判断し、運用期間に渡り収益として認識しております。
保険契約等代行業務収入は委託業務契約に基づき、保険契約代行業務（契約締結・履行及び維持・管理）及び付随するコンサルティング業務の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。保険契約代行業務の履行義務のうち、損害保険契約を締結、履行する義務については、契約を締結した時点で履行義務が充足されると判断し、契約締結により収益を認識しております。なお、当該履行義務については、当社が代理人に該当するため、当社が受け取る額から損害保険会社に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。また、損害保険契約を締結、履行する義務以外の履行義務は契約期間において日々充足されると判断し、契約期間に渡り収益として認識しております。
金融商品仲介手数料は有価証券売買の媒介等の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。当該履行義務は媒介に伴い顧客を獲得した時点で充足されると判断し、月次で収益を認識しております。
確定拠出年金事業収入は委託業務契約に基づき、企業型確定拠出年金に係る運営管理業務、個人型確定拠出年金受付金融機関事務代行業務等の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。当該履行義務は契約期間において日々充足されると判断し、契約期間に渡り収益として認識しております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積り）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年３月31日）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年３月31日）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（未適用の会計基準等）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号2024年９月13日企業会計基準委員会）「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号2024年９月13日企業会計基準委員会）等

（１）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２）適用予定日

2028年３月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

＊１ 有形固定資産の減価償却累計額

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年３月31日)	**当事業年度** (2025年３月31日)
建物附属設備	26,186	26,186
工具器具備品	16,018	16,205

＊２ 関係会社項目

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年３月31日)	**当事業年度** (2025年３月31日)
未収入金	361,877	344,138

(損益計算書関係)

＊１ 減価償却実施額

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年３月31日)	当事業年度 (2025年３月31日)
有形固定資産	18	186
無形固定資産	3,102	7,192

＊２ 関係会社項目

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年３月31日)	当事業年度 (2025年３月31日)
保険契約等代行業務収入等（注）	2,075,262	1,957,128
受取利息	524	―

（注）総額表記の為、純額表記の損益計算書金額とは一致しておりません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）

１.発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	80,000	―	―	80,000

２.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

３.配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年４月1日 至 2025年３月31日）

１.発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	80,000	―	―	80,000

２.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

３.配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（2024年３月31日）

１.金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、短期かつ安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性及び流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っております。資金運用及び資金調達については、グループファイナンスに限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である預り純資産の管理を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、当該営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。
投資有価証券については、自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものです。これら投資信託の投資対象は株式、公社債、金融派生商品等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握及び低減を図っております。

②市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

当社は、投資有価証券の為替変動や価格変動に係るリスクに対し、原則として、ヘッジ取引を行っておりません。また、定期的に時価を算出し、評価損益を把握しております。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理する方針としております。

２.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収入金」、「未払金」、「未払費用」及び「短期借入金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 (注)１	1,364,619	1,364,619	－
資産計	1,364,619	1,364,619	－

（注）1 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は当期の決算日における基準価額によっております。

３.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：
観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：
観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：
観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価		
	レベル１	レベル２	レベル３
投資有価証券	－	1,364,619	－
資産計	－	1,364,619	－

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル２の時価に分類しております。

４.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超
未収委託者報酬	93,419	―
未収入金	369,214	―

５.社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超
短期借入金	1,400,000	―

当事業年度（2025年３月31日）

１.金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、短期かつ安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性及び流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っております。資金運用及び資金調達については、グループファイナンスに限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である預り純資産の管理を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、当該営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。
投資有価証券については、自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものです。これら投資信託の投資対象は株式、公社債、金融派生商品等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握及び低減を図っております。

②市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

当社は、投資有価証券の為替変動や価格変動に係るリスクに対し、原則として、ヘッジ取引を行っておりません。また、定期的に時価を算出し、評価損益を把握しております。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理する方針としております。

２.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収入金」、「未払金」、「未払費用」及び「短期借入金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 (注)１	1,186,322	1,186,322	―
資産計	1,186,322	1,186,322	―

（注）1 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は当期の決算日における基準価額によっております。

３.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：
観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：
観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価		
	レベル１	レベル２	レベル３
投資有価証券	―	1,186,322	―
資産計	―	1,186,322	―

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券
投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル２の時価に分類しております。

４.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超
未収委託者報酬	90,209	―
未収入金	352,174	―

５.社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超
短期借入金	860,000	―

(有価証券関係)
前事業年度（2024年３月31日）
１.子会社株式及び関連会社株式
該当事項はありません。

２.その他有価証券 （単位：千円）

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	50,127	60,687	10,559
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,306,764	1,303,931	2,832
合計	投資信託受益証券	1,356,892	1,364,619	7,727

３.売却したその他有価証券

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	995,779	―	8,456

４.デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

当事業年度（2025年３月31日）
１.子会社株式及び関連会社株式
該当事項はありません。

２.その他有価証券　（単位：千円）

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	―	―	―
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,199,535	1,186,322	△ 13,213
合計	投資信託受益証券	1,199,535	1,186,322	△ 13,213

３.売却したその他有価証券

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	965,579	14,932	6,749

４.デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

(収益認識関係)
前事業年度（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）
１.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	合計
	投資・金融サービス業	
(１)委託者報酬	320,532	320,532
(２)金融商品仲介手数料	149	149
(３)確定拠出年金事業収入	81,659	81,659
(４)保険契約等代行業務収入	584,867	584,867
(５)その他営業収入	41,878	41,878
顧客との契約から生じる収益	1,029,088	1,029,088
外部顧客への営業収益	349,755	349,755

（注）システム貸付収入はリース会計基準を適用しているため、表中に含めておりません。

２.収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３.当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）

１.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	合計
	投資・金融サービス業	

(１)委託者報酬	433,299	433,299
(２)金融商品仲介手数料	143	143
(３)確定拠出年金事業収入	112,188	112,188
(４)保険契約等代行業務収入	536,020	536,020
(５)その他営業収入	129,945	129,945
顧客との契約から生じる収益	1,211,597	1,211,597
外部顧客への営業収益	469,788	469,788

２.収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３.当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

１.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年３月31日）	当事業年度 （2025年３月31日）
繰延税金資産		
税務上の欠損金 （注）２	394,799	405,044
固定資産減損損失	22,535	12,658
賞与引当金	4,044	3,870
未払費用	2,760	2,873
未払事業税	2,057	2,218
一括償却資産	269	191
資産除去債務	1,072	3,475
退職金掛金	46	48
投資有価証券	867	4,045
繰延税金資産小計	428,452	434,427
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 （注）２	△394,799	△ 405,044
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△33,653	△ 29,382
評価性引当額小計 （注）１	△428,452	△ 434,427
繰延税金資産合計	－	－
繰延税金負債		
投資有価証券	△3,233	－
繰延税金負債合計	△3,233	－
繰延税金負債の純額	△3,233	－

（注）１ 評価性引当額の主な変動理由
税務上の欠損金の増加　　405,044千円

（注）２ 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2024年３月31日）

（単位：千円）

	１年	２年	３年	４年	５年	５年超	合計
税務上の繰越欠損金 ※１	－	－	－	－	－	394,799	394,799
評価性引当額	－	－	－	－	－	△394,799	△394,799
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

※1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2025年３月31日）

（単位：千円）

	１年	２年	３年	４年	５年	５年超	合計
税務上の繰越欠損金 ※１	－	6,751	－	139,706	158,901	99,685	405,044
評価性引当額	－	△6,751	－	△139,706	△158,901	△99,685	△405,044
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

※１ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2024年３月31日）

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
評価性引当額等	△23.9%
住民税均等割額	9.5%
その他	△13.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.3%

当事業年度（2025年３月31日）

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
評価性引当額等	56.4%
住民税均等割額	8.9%
その他	△87.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.9%

３.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）」が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日から開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率が30.6%から31.5%に変更されます。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（確定拠出制度に基づく退職給付）

１.確定拠出制度の概要

当社では、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

２.確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度への要拠出額は、以下の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
退職給付費用	1,296	3,168

３.その他の事項
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度（自 2023年４月1日 至 2024年３月31日）

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。
これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年３月31日）

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。
これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	外部顧客からの営業収益
投資信託委託業	320,532
確定拠出年金事業	29,223
合計	349,755

（２）地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	内容	売上高	関連するセグメント名
KDDI株式会社	保険契約代行業務収入等	2,075,123	投資・金融サービス業

当事業年度（自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	外部顧客からの営業収益
投資信託委託業	433,299
確定拠出年金事業	36,489
合計	469,788

（２）地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	内容	売上高	関連するセグメント名
KDDI株式会社	保険契約代行業務収入等	1,951,923	投資・金融サービス業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）

１.関連当事者との取引

(１) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注）３	科目	期末残高（注）３
親会社	KDDI株式会社	東京都千代田区	141,852	電気通信事業	被所有間接 66.6%	サービス提供・資金貸付・出向契約等	保険契約代行業務等（注）１	2,075,123	未収入金	361,862
							資金の貸付（注）１（注）２	△315,170	短期貸付金	―
							営業費用（注）１	118,025	前受収益	27,055
親会社	auフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都中央区	25,000	経営管理業等	被所有直接 66.6%	出向契約・役務提供等	営業費用（注）１	52,454	―	―
							関係会社株式の売却	200,000		

(２) 子会社等

該当事項はありません。

(３) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注）３	科目	期末残高（注）３
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業等	―	出向契約・事務代行等	事務手数料収入他	27,029	―	―
							営業費用（注）１	66,839	―	―
	株式会社大和総研	東京都江東区	3,898	システムコンサル等	―	出向契約・システム開発等	営業費用（注）１	32,536	―	―

兄弟会社	au損害保険株式会社	東京都港区	3,150	損害保険業	―	保険契約等	保証金の差入（注）1	54,300	差入保証金	54,300
							保険料支払（注）1	1,446,729	未払金	232,529
	auペイメント株式会社	東京都港区	495	資金決済業	―	資金借入等	資金の借入（注）1	1,000,000	短期借入金	1,400,000
							資金の返済（注）1	500,000		
							利息の支払（注）1	1,857		
							ソフトウェア開発	59,028	前受収益	57,690

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1 価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉による合意の上で決定しております。

2 グループ内資金の調達・運用の一元化と有効活用を目的とした、グループ・ファイナンス取引であります。なお、資金の貸借を随時行っているため、事業年度中の取引金額を純額で記載しております。

3 取引金額には消費税等を含めておりません。
期末残高には消費税等を含めております。

2.親会社に係る注記

・KDDI株式会社（東京証券取引所 プライム市場）
・auフィナンシャルホールディングス 株式会社（非上場）

当事業年度（自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）

１.関連当事者との取引

(１) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注）２	科目	期末残高（注）２
親会社	KDDI株式会社	東京都千代田区	141,852	電気通信事業	被所有間接 66.6%	サービス提供・出向契約等	保険契約代行業務等（注）1	1,951,923	未収入金	335,949
							営業費用（注）1	107,485	―	―
親会社	auフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都中央区	35,000	経営管理業等	被所有直接 66.6%	出向契約・役務提供等	営業費用（注）1	88,907	―	―

(２) 子会社等

該当事項はありません。

(３) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注）2	科目	期末残高（注）2
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業等	―	出向契約・役務提供等	事務手数料収入他	45,245	―	―
							営業費用（注）1	69,740	―	―
	株式会社大和総研	東京都江東区	3,898	システムコンサル等	―	出向契約・システム開発等	営業費用（注）1	36,309	―	―
兄弟会社	au損害保険株式会社	東京都港区	3,150	損害保険業	―	保険契約等	保険料支払（注）1	1,352,134	差入保証金	54,300
									未払金	215,324
	auペイメント株式会社	東京都港区	495	資金決済業	―	資金借入等	資金の借入（注）1	840,000	短期借入金	860,000
							資金の返済（注）1	1,380,000		
							利息の支払（注）1	3,821		

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等
１ 価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉による合意の上で決定しております。
２ 取引金額には消費税等を含めておりません。
期末残高には消費税等を含めております。

２.親会社に係る注記
・KDDI株式会社（東京証券取引所 プライム市場）
・auフィナンシャルホールディングス 株式会社（非上場）

(１株当たり情報)

項目	前事業年度（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）	当事業年度（自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）
１株当たり純資産額	7,485円61銭	7,384円62銭
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	120円15銭	120円35銭

（注）潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）	当事業年度 （自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	9,611	9,627
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	9,611	9,627
普通株式の期中平均株式数（株）	80,000	80,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①　自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

②　運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④　委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤　上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

ａ.定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

①　2018年９月28日付で、事業目的の追加を行うため、定款を変更しました。

②　2019年６月17日付で、事業目的の追加を行うため、定款を変更しました。

③　2019年７月１日付で、ＫＤＤＩアセットマネジメント株式会社よりauアセットマネジメント株式会社へ商号を変更するため、定款を変更しました。

④　2019年９月24日付で、auフィナンシャルパートナー株式会社の設立のため、２億円の出資を行いました。

⑤　2020年３月31日付で、事業目的の追加及び削除を行うため、定款を変更しました。

⑥　2020年６月15日付で、事業目的の追加を行うため、定款を変更しました。

⑦　2023年４月１日付で、auフィナンシャルグループ内での資本関係整理のため、auフィナンシャルパートナーズ株式会社の全株式4,000株をauフィナンシャルホールディングス株式会社へ譲渡しました。

ｂ.訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

① 名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

② 資本金の額：324,279百万円（2025年３月31日現在）

③ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称　：　日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額　：　10,000百万円（2025年３月31日現在）

事業の内容　：　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：　原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

① 名　称	② 資本金の額 単位：百万円 （2025年３月31日現在）	③ 事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323	
あかつき証券株式会社	3,067	
楽天証券株式会社	19,495	

２【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行います。なお、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行います。

３【資本関係】

該当事項はありません。

第３【その他】

（１）目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

①　金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

②　目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

③　委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

④　詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

・委託会社のホームページアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）、電話番号および受付時間等

・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

⑤　使用開始日を記載することがあります。

⑥　届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

⑦　次の事項を記載することがあります。

・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

⑧　委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

⑨　ファンドの形態等を記載することがあります。

⑩　図案を採用することがあります。

⑪　ファンドの管理番号等を記載することがあります。

⑫　委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。

（２）当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

（３）交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

（４）請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年6月5日

auアセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴 田 光 夫

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているauアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、auアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年6月27日

auアセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴 田 光 夫

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているauAM未来都市関連株式ファンド（為替ヘッジあり）の2024年10月16日から2025年4月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、auAM未来都市関連株式ファンド（為替ヘッジあり）の2025年4月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、auアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

auアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年6月27日

auアセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴 田 光 夫

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているauAM未来都市関連株式ファンド（為替ヘッジなし）の2024年10月16日から2025年4月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、auAM未来都市関連株式ファンド（為替ヘッジなし）の2025年4月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、auアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

auアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。